

I 基本構想で
定める「自治体
経営の基本的
な考え方」に基
づく取り組み

平成 20 年度

I 基本構想で定める「自治体経営の基本的な考え方」に基づく取り組み 平成 20 年度

平成 13 年 9 月に市議会で議決された三鷹市基本構想では、新たな世紀における自治体の役割を明確に提示しました。この基本構想では、「自治体経営の基本的な考え方」として特に独立して項を設けて展開しており、それは①行政の役割転換、②協働のまちづくりの推進、③成果重視の行政経営システムの確立、④柔軟で機動的な推進体制の整備、⑤透明で公正な行政の確立 の 5 つの考え方から構成されています。

例えば①の「行政の役割転換」においては、「安定した市民生活を保障するための仕組みをつくとともに、市は主体性と責任を持ちながら、行政の主な役割を、これまでの直接的なサービス提供中心のあり方から総合的なコーディネート機能を重視したあり方へと転換する」としており、行政はセーフティネットの構築やリスク・マネジメントを行いながら、民間の活力や資源を最大限に活用して事業の戦略的展開を図ることを掲げています。

この I 章では、基本構想に掲げる三鷹市の「自治体経営の基本的な考え方」に沿って、上に示した 5 つの基本方針に則った平成 20 年度の主な取り組みについて紹介しています。

三鷹市における自治体経営の確立に向けた全体的な取り組みとしては、第 II 章から第 IV 章において基本計画（第 2 次改定）や行財政改革アクションプラン 2010 等の取り組み状況をまとめていますが、I 章では、基本構想に掲げる三鷹市の「自治体経営の基本的な考え方」に沿って、2008 年市長表彰（ベストプラクティス表彰、144 ページ参照）で優秀賞を受賞した取り組みを中心に、平成 20 年度の主な「三鷹市らしい取り組み」について紹介しています。

1 ^{みたかこ}三鷹子ども^{けんしょう}憲章の制定

制定の目的

子どもの健全育成をめぐっては、いじめや不登校の問題、児童虐待など人権にかかわる深刻な問題が生じています。子どもの人権に関する法制度は、平成 6 年に「子どもの権利条約」が批准され、また、平成 12 年には深刻化する児童虐待に対応すべく「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されています。

三鷹市でも、これらの問題に対応するため、平成 13 年策定の基本構想・基本計画において「いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる」と位置付け、教育・子育てに関する施策の充実を図ってきました。具体的には、平成 16 年 12 月に「三鷹市次世代育成支援行動計画 2010」を策定し、施策の展開を図るほか、平成 18 年 12 月には、「三鷹市教育



ビジョン」の策定やコミュニティ・スクールを基盤とした「小・中一貫教育」の全市展開に向けた取り組みを進めています。そのような状況の中、三鷹の子どもたちが未来に向かって夢や希望を持って、心も体もすこやかに成長していくための子どもと大人の共通目標として「^{みたかこ}三鷹子ども^{けんしょう}憲章」を制定することとしました。

制定過程

憲章は、平成 18 年度に調査研究に着手し、庁内プロジェクトチームによって検討をはじめました。平成 19 年 5 月から 6 月にかけては、市立小・中学校全 22 校の代表者各校 2 名の参加による「みたか子どもサミット」を開催して児童・生徒から直接意見を聞きました。また、「市長と語り合う会」の中で、学校 P T A ・



子どもたちから直接意見を聞く
「みたか子どもサミット」の様子

学校関係者や高校生からの意見を聴く機会も設けました。さらに、学識経験者による助言者会議を開催し、これらの意見も踏まえ検討を進め、素案を策定しました。

素案については、平成 20 年 3 月から 4 月にかけてパブリックコメントを実施するとともに、市立小中学校の全児童・生徒に意見や感想を求める「学校パブリックコメント」を実施し、寄せられた 1,000 件を超える意見について反映の検討を行いました。

子どもたちを含めた幅広い市民参加を得て、平成 20 年第 2 回定例市議会に憲章（案）を提出し、可決・成立しました。憲章の目的を示している前文と、7 つの項目で構成し、各項目の一字目を続けると「みたかのこども」と読めます。七五調を基本にリズム感を大切にしてい、普段の生活の中で口ずさみやすく親しみのもてる憲章としました。

憲章の普及・啓発

憲章の制定後は、大人に対する啓発も重要となりますが、まずは子どもたちに対する浸透が重要と捉え、「見る」、「考える」、「行動する」という三段階をもって普及・浸透を図る



日常的に「^{みたかこ}三鷹子ども^{けんしょう}憲章」を
携帯できるよう作成したカード

こととし、子どもたち自身が憲章について知り考え実践することをコンセプトに実効性のあるものとして取り組みを進めています。

第一段階として、常に携帯できるカードを作成して市内の小・中学校の全児童・生徒に配布しました。この憲章を子どもたちに親しんでもらい、広く浸透させていくために、いつでも身につけてもらえるよう、小学生ならカバンやランドセルのポケットに入り、中学生なら二つ折りにして生徒手帳に挟める大きさの小型のカード

ード形式としました。カードには憲章全文のほかに、市や都の児童・生徒の悩みに対する相談窓口・機関の電話番号と開設時間も記載してあります。憲章の項目にもあるように困ったときにはまわりに相談できる人が必要ですが、専門機関の連絡先も常に持ち歩く物に記載されていることで身近に感じてもらうことが期待されます。

また、目に触れる機会を少しでも多くするためにA2判で憲章全文をポスター形式にして印刷しました。ポスターはラミネート加工を施して耐久性を高め、学校を中心に子どもやその保護者が訪れる機会の多い公共施設に掲示しています。

次の段階として、平成21年度は「見る」から「考えて行動する」ことを念頭に、憲章にちなんだ取り組みを計画・実践する期間として取組強化月間を設け、各校における取り組みや学校と地域等が連携した優れた取り組みを表彰することで、さらなる活動意欲の高揚を図ります。

今後も「^{みたかこ}三鷹子ども憲章^{けんしょう}」が、三鷹市民全員に認知されるものとなるよう普及・浸透に努めます。

2 民間活力を活用した「市民便利帳」及び「東京人」増刊号の発行

すべての経費を広告掲載料で賄った「市民便利帳」

三鷹市では、市民生活に欠かせない行政情報などを掲載した「市民便利帳」を作成し、新しく市民となられた転入者の方々に市民課の窓口などでお渡しするとともに、概ね5年に1度の割合で市内の全世帯に配付してきました。転入者用に窓口配付するものについては、毎年、変更のあった個所を修正した一部改訂版を作成し、全戸配布時には全面改訂により発行してきました。

平成19年度は、一部改訂版を作成する年にあたっており、必要な経費を予算計上していましたが、作成に着手する前に、大阪市に本社を置く電話帳製作会社（株式会社サイネックス）から、便利帳の発行と配付を全額広告掲載料により賄う方式での発行を提案されました。同社は、電話帳製作を通じて得たノウハウを生かし、広告収入による市民便利帳の発行を手掛けており、関西地区などのいくつかの自治体で実績を有していましたが、都内の自治体では発行した先例はありませんでした。三鷹市では、平成15年10月に発行した平成15年版の市民便利帳から広告を掲載し、発行経費の一部にその掲載料を充てていましたが、広告掲載料だけで発行するというこの方式について慎重に検討した結果、この事業者との協働により作成に取り組むこととし、都内で初めて全経費を広告掲載料で賄った市民便利帳を発行しました。また、当初の予定を変更して全面改訂を行い、事業者の提案を生かしてジャンルご



すべての経費を広告掲載料で賄った
「市民便利帳」三鷹暮らしのガイド

とに広告を分類するなど工夫を行い、市民の皆さんからは「大変使いやすい」との評価をいただきました。

出版社との協働による雑誌発行により「三鷹の魅力」を全国に発信

三鷹市では、自然や文化・歴史をテーマに「三鷹の魅力」を深く掘り下げて紹介するグラフ誌として『グラフみたか』を1990（平成2）年に創刊しました。以来、年に1号（1994年度までは年に2号）を発行し、2008（平成20）年3月発行号で第20号を迎えたことから、『グラフみたか』の発行をひと区切りとし、新たに出版社との協働編集とその販路の活用による「三鷹の魅力」の全国発信を目的として、この事業に取り組みました。

今回、増刊号として発行した『東京人』は都市出版株式会社（東京都千代田区）が発行する月刊誌で、1986（昭和61）年の創刊以来、東京の歴史・文化・風俗・建築物・文学・風景に係るものの特集として組んでおり、各特集においては、その分野を専門とする執筆者などを多く採用し、テーマを深く掘り下げて読者の期待に応える編集を行っています。



太宰治が晩年を過ごした三鷹とのかかわりを深く掘り下げた月刊『東京人』増刊号

三鷹市では、こうした月刊『東京人』の持つ特色・性格が、今回の取り組みの趣旨に沿うものと考え、同誌編集部と協働で発行することとしました。そして、2008（平成20）年が作家・太宰治没後60年にあたることから、1939（昭和14）年に三鷹村（当時）に転居して以来、玉川上水に身を投じて亡くなった1948（昭和23）年までの約9年間を過ごし、数多くの作品を書き残した三鷹という土地と作家とのかかわりに焦点を当てた「三鷹に生きた太宰治」を特集しました。

作家・太宰治については、これまでもさまざまなかたちで取り上げられてきただけに、三鷹時代をテーマとするにあたっては、どのような切り口で、しかも『東京人』という雑誌の増刊号にふさわしく、かつ読者の関心を惹くものにするかという点について特に配慮しました。企画案は担当の編集者を中心に進めることが通例ですが、今回はこれ加えて、庁内に企画・編集のための出版プロジェクトを設置するとともに、太宰治を研究する愛好家の市民の方々の参加も得て、多様なアイデアを出す中で進めました。雑誌の出版では、企画を立てたものの執筆依頼を断られることも多く、思うような編集ができないことがままありますが、今回は、出版社・市民・そして市の協働により大変魅力的な構成とすることができました。

平成20年11月10日の発売直後から、出版社には書店からの追加注文が相次ぎ、その後も全国からの注文を受けて、平成21年3月末までの約5か月間で、書店での販売予定25,000冊（総発行部数は三鷹市受領分5,000冊を加えた30,000冊）のうち20,000冊を超える販売実績を挙げています。また、綴じ込みの読者アンケート（はがき）に、「実際に雑誌を手

に三鷹を訪ねた」という声も寄せられており、雑誌の販売を通じて「三鷹の魅力」を全国に発信するという所期の目的は概ね達成できたものと考えています。

3 太宰治顕彰事業の推進

太宰治顕彰事業の目的と「民学産公」との協働による事業の推進

三鷹市は、「文学のあるまち」として文人や芸術家から愛されてきました。かつて山本有三、武者小路実篤、三木露風などの作家や詩人が居を構え、現在も多くの芸術文化に携わる人々が、三鷹を拠点として創作活動を展開しています。

三鷹市では現在、こうした文化的背景を基盤に、歴史や文化の継承に努めるとともに、さまざまな文化施策を展開し、芸術・文化のまちづくりを推進しているところです。

日本の近代文学を代表する作家である太宰治は、1939（昭和 14）年 9 月から亡くなる 1948（昭和 23）年 6 月まで 9 年間、下連雀に住み数多くの作品を発表し、時代を超えて今もなお読み継がれています。この度、平成 20 年に没後 60 年、平成 21 年に生誕 100 年、平成 22 年に三鷹市制施行 60 周年を迎えるにあたり、太宰治の人となりや文学世界を三鷹市から情報発信することは、文化都市の形成においても大きな意味を持つものです。

太宰治顕彰事業を推進するにあたり、庁内及び関係団体・機関で構成する太宰治プロジェクト検討会議を平成 19 年 6 月 12 日に設置し、太宰治をテーマとした文化事業及び観光事業の企画立案や太宰関連事業の調査研究に関して、幅広い視野で検討を重ねました。

本顕彰事業は、新たな三鷹の文化の創設に向け「民学産公」の協働により推進しました。

「太宰が生きたまち・三鷹」をテーマとした事業の推進

太宰治顕彰事業は「太宰が生きたまち・三鷹」をテーマとした、平成 20 年度から平成 22 年度の 3 か年の事業計画ですが、平成 19 年度に太宰ゆかりの場所の一つである伊勢元酒店跡地に新たにビルが建設されたことから、事業期間の初期に取り組む先行事業として位置付け、新ビル 1 階部分に太宰治をテーマにした展示を始め交流や情報発信の拠点施設として「太宰治文学サロン」を平成 20 年 3 月 1 日に開設しました。

太宰治没後 60 年の平成 20 年度事業では、本顕彰事業を推進するための統一ロゴマークの制作、太宰ゆかりの場所に案内板の設置（10 か所＜既存 1 か所含む＞）、「太宰治文学サロン」の展示の充実やトークサロン等の開催、みたか観光ガイド協会との協働による、太宰ゆかりの場所のガイドの実施、三鷹太宰治マップの作成、（財）三鷹市芸術文化振興財団との共催による特別展「太宰治 三鷹からのメッセージ 没後 60 年記念展」の開催、ロ



陸橋など太宰ゆかりの場所に設置した案内板

ゴマークを使用した関連グッズの開発支援、太宰治ホームページ及び統合型地理情報システム（GIS）・三鷹市わがまちマップに「みたか太宰治マップ」の公開、また、三鷹ネットワーク大学では太宰文学に触れる連続講演会「太宰治 百夜百冊」の開催及びガイドボランティア養成講座の開催などの企画事業に取り組みました。

「太宰治文学サロン」については開設以来、平成 20 年 6 月 25 日に 10,000 人、平成 21 年 2 月 4 日に 20,000 人の来館者を数え、トークサロン等の開催及びみたか観光ガイド協会



開設以来、多くの人を訪れる
太宰治文学サロン

による太宰ゆかりの場所のガイドとともに大変好評を得ています。また、三鷹市美術ギャラリーにおいて平成 20 年 11 月 22 日～12 月 21 日の期間で開催した「太宰治 三鷹からのメッセージ 没後 60 年記念展」についても、市内や近隣市及び他府県から 7,445 人もの方々にご来館いただきました。

今後の平成 21 年度の生誕 100 年、平成 22 年度の三鷹市制施行 60 周年についても、「民学産公」の協働により、太宰治顕彰事業を推進します。

4 プレミアム付き市内共通商品券による市内商業活性化の取り組み

「まち」になくならない商店街の活性化のために

平成 20 年 11 月 25 日から翌年 1 月 31 日にかけて、三鷹市商店会連合会と三鷹商工会は、協働で 10%プレミアム付き商品券「三鷹むらさき商品券」事業を実施しました。この事業には、市内 615 店舗等（大型店 14 店舗を含む）が参加し、多様な業種で利用できる商品券として市民から大変な好評を得て、販売開始日翌日には総額 1 億 1 千万円分の商品券が完売しました。

三鷹市は、まちづくりにおける商店街の果たす役割の重要性に鑑み、商店街の活性化とまちづくりを一体的に推進することを目的として、平成 19 年 3 月に「三鷹市商店街の活性化と商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例」を施行しました。今回の事業にあたっては、事業主の主体的な取り組みによる市内商店街の活性化と新たな仕組みによるまちづくりを目指す事業であるとの観点から、三鷹市もこの条例に基づき全面的な支援を行いました。

業種・事業規模を超えた連携の効果

この事業は、三鷹市商店会連合会と三鷹商工会の協働のもと、商工会内の商業、工業、建設業、サービス業という 4 つの部会の業種を超えた強力な連携により実施されました。また、地域の大型店、チェーン店等の参加も積極的に働きかけたことにより、一般店舗だけでなく、スーパー、コンビニエンスストア、工務店、タクシー会社、理・美容店、歯科

医院、ガソリンスタンドなど幅広い業種で利用できる使いやすい商品券となりました。

この事業を契機として、事業者が地元商店会や商工会へ新規加入するなど、各機関の組織強化が図られるとともに、異業種連携事業のモデルとして、今後の産業振興や商店街振興施策の幅が大きく広がる可能性も出てきました。

商店会独自の取り組みの展開

商品券事業を契機として、商品券利用者への粗品進呈や割引サービスの展開、むらさき商品券用PRフラッグの制作、個々の商店の目玉商品・付加サービスを一覧にした冊子の作成など、独自の取り組みや付加サービスの展開により商店街の活性化が実現されました。商店会では、地元の顧客との親密性の高まりや、会員同士の連帯感の強化などが図られ、商店街の活性化に向けた取り組みのさらなる展開が期待できます。また、大型店と地元商店会の間に、良い意味での競争・協調関係が生まれたこともあり、商品券の利用率は大型店以外の事業所が大型店を上回る結果となりました。

今後に向けて

商品券事業は商店街の継続的な活性化に十分な契機となる効果的な事業となりました。また、昨年秋以降の急激な経済状況の変化にともない、消費者支援という側面からも評価される事業となりました。各商店街の取り組みを支援することは、生活支援としての側面と、商店街のさらなる活性化の両面から、不況対策としても効果を期待できるものと考えます。そのためには、商品券をバランス良く多くの市民の皆さんに利用してもらえるように促す必要があります。今後は仕組みづくりや事業のPRを支援するとともに、最も事業の効果が発揮される商店会独自の付加サービスに対し、アドバイザー派遣制度や補助金制度の活用を図っていきます。



市内615店舗等に貼られた「三鷹むらさき商品券」取扱店のポスター

5 都市型水害対策への対応

都市型水害の背景

かつての都市水害の対策では、大河川の堤防決壊や越水による外水氾濫対策の取り組みが中心であり、大河川の堤防などが都市防衛の生命線でした。ところが、近年の水害は8～9割が都市内部を流れる下水等に起因する内水氾濫で占められ、河川からかなり離れた市街地でも水害の影響を受けるようになりました。

本来、公共下水道は、生活環境の向上、浸水の防除、公共用水域の水質保全といった重要な役割を担っています。しかし、こうした市街地における水害発生の背景には、従来の下水道の排水能力をはるかに超えてしまう局地的集中豪雨の増加があります。また、近年

の地下空間の利用拡大は、浸水による人的・経済的損失の規模を格段に大きくし、交通やライフラインなどの都市機能の低下や地下空間への浸水被害などを引き起こしています。

雨水が水害をもたらすメカニズム

通常の降雨時の雨水は、下水道に流入して処理場へ運ばれ、一部は河川へ放流されます。しかし、豪雨時には河川の水量も急増するため、行き場を失った大量の雨水が市街地に滞留する結果となり、アスファルト舗装などで雨水が地中に浸透せずに、標高の低いエリアに短時間で集中することなどが浸水の被害を大きくしています。

都市部の河川や下水道の雨に対する処理能力は1時間あたり50ミリで計画されていますが、最近の豪雨はこの処理能力を超えることがあります。しかし、河川や下水道の拡幅・拡大は容易ではなく、整備に要する経費は市の財政を圧迫することになります。

そこで、既存の河川や下水道の浸水対策を有効に連携させながらまち全体で水害を減じていくことが求められています。

都市型水害対策（ソフト面・ハード面の対策）

■わかりやすい情報発信（防災マップ・浸水ハザードマップ）■

平成20年3月に作成した防災マップ(A1版)の裏面に新たに浸水ハザードマップを掲載し、防災マップ・浸水ハザードマップとして情報提供しました。



防災マップと一体で作成した
浸水ハザードマップ

このような水害を緩和するためには、施設の整備によるハード対策の推進を最優先に考えつつも、一方では施設能力を超える集中豪雨による危険性を内在していることから、災害情報の伝達や避難誘導體制の充実、住民の防災意識の高揚等、ソフト面での対策も重要です。

災害時における行動を平時から思い描けるようにすることが重要です。災害時や警戒時における市民の皆さんの円滑かつ迅速な避難を促すため、浸水ハザードマップが重要な役割を担っていると考えています。

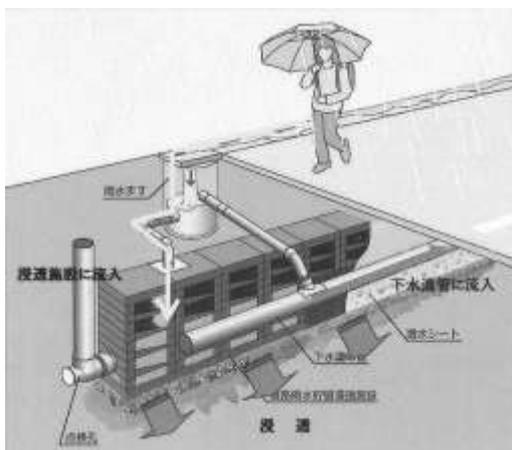
■三鷹市の都市型浸水対策■

道路雨水貯留浸透施設・雨水貯留管（ハード面の対策）の整備

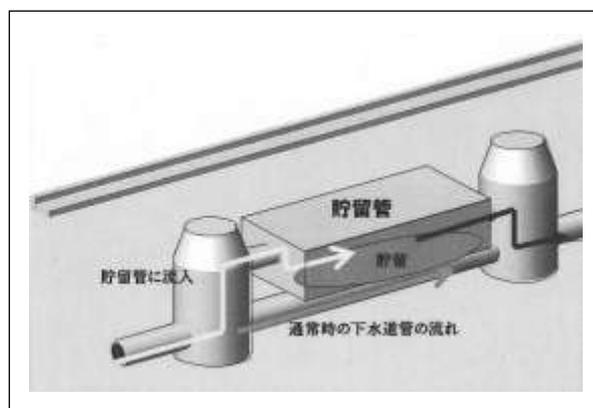
三鷹市では、平成17年9月4日に1時間に105ミリという過去最大の集中豪雨により市の東部地域を中心に200棟以上の床上・床下浸水被害が発生しました。これを受け、三鷹市は都市型浸水対策として「道路雨水貯留浸透施設」を浸水被害の発生した地域を中心に設置しています。この施設は、道路に降った1時間あたり50ミリまでの雨を一時貯留し、地中に浸透させることで下水道管への雨水の流入を抑制し、下水道管から溢れる雨水による浸水被害を軽減するものです。

さらに、「道路雨水貯留浸透施設」の設置だけでは被害が軽減できない地域では、下水道

管から溢れ出る雨水を一時貯留し、雨が止んだ後、下水道管に戻す「雨水貯留管」をあわせて設置しています。



降った雨水を貯めて地中に戻す
道路雨水貯留浸透施設のイメージ図



一時的に雨水を貯めておく
ための貯留管のイメージ図

6 無作為抽出の市民参加方式による「東京外かく環状道路中央ジャンクション三鷹地区検討会」の取り組み

国土交通省と東京都との協働による市民参加

東京外かく環状道路（以下「外環道路」という）の練馬区関越道から世田谷区東名高速区間約 16 kmについては、平成 19 年 4 月に高架方式から大深度地下方式に都市計画変更がされました。三鷹地域においては、中央道とのジャンクションや東八道路にインターチェンジなどが計画されるなど、外環道路が三鷹地域に与える影響は極めて大きいものがあります。



15 のグループに分かれて検討

また、これまでも市民の方から地域分断や環境に与える影響等について、様々な意見が寄せられています。

三鷹市では、都市計画変更の手続きにおける意見書等において、「ワークショップなど、市民の創造的な参画を可能とする手法の導入を図り、関係機関及び市民との協働によるまちづくりを推進すべきである」旨を、国及び東京都に要望してきました。

国及び東京都は、この要望を受け、三鷹市と共同で、中央ジャンクション三鷹地区検討会（以下「検討会」という）を設置し、課題や懸念、まちづくりに対する具体的な検討を

行う取り組みを行うこととしました。

検討会は、無作為抽出の方法（住民基本台帳を基に、18歳以上の市民の皆さんから2,000人の方を無作為抽出により選出）により参加の承諾をいただいた方94人と、関係団体から推薦を受けた方25人のあわせて119人という規模で構成され、グループ討議方式によるワークショップを平成20年8月と9月に2日間ずつ集中的に実施しました。

今回の取り組みでは、市民組織である「まちディスミタカ」のメンバーが運営事務局に協力して、検討会のプログラム策定及び進行を担うとともに、「実施報告書」の作成にも携さわるなど、市民が運営に参加したことが大きな特徴でありました。

多様な意見・アイデアによる創造的な提案

平成18年度と平成19年度に実施した「まちづくりディスカッション」（無作為抽出による市民討議会）は、これまで、意見を持ちながらも市政参加へのきっかけを持ち得なかった市民の皆さんに対して、新たな参加機会を開き、また、参加意欲を更に高める効果的な手法であることが検証により明らかとなりました。この結果を踏まえ、今回は、「外環道路計画」という具体的で大規模な公共事業を対象に、「地域住民の声」に加え、これまでに当該計画に対し意見を述べる機会



各グループの意見に対して、参加者全員で投票を実施

の無かった市民の方などから、計画に対する課題や対策・アイデアなどを提案していくワークショップ（グループ討議）を実施しました。このような方式を、大規模な道路計画のワークショップで試みるのは、全国で初の取り組みでありました。

今回の取り組みの結果として、第1回（8月23日・24日）の検討会では、外環道路ができることへの心配や課題として、「地下水や大気質など環境」、「農地」、「インターチェンジ周辺の交通」、「地域分断」などに多くの意見と関心が寄せられました。

また、第2回（9月27日・28日）の検討会では、第1回（8月）の検討会の結果を基に、心配や課題への対策、アイデアについて話し合いが行われ、その結果として、「幹線交通や地区交通」などまちづくりに関する具体的な対策や、「蓋かけ部分の利活用」、「都市型農業モデル地区」など三鷹市らしさの創出を期待する具体的なアイデアに多くの意見と関心が寄せられました。

創造的なまちづくりへの展開

検討会運営事務局は話し合いの結果を取りまとめ、「実施報告書」として平成20年11月に、国・東京都、三鷹市へ提出しました。国及び東京都は報告書の内容を検討するとともに、提案された意見や三鷹市からの要望等を可能な限り反映し、今後検討していく課題とその解決のための「対応の方針」を平成21年4月に策定しました。また、国は同年4月27

日に国土開発幹線自動車道建設会議を開催し、この会議により、東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）の新設に関する整備計画が了承されました。今後は、この「対応の方針」に基づき、事業実施の各段階において、地域の課題に対して意見を聴きながら詳細な検討が実施されていくこととなります。

また、三鷹市としても、報告書の内容を踏まえ、中央ジャンクション周辺地域におけるまちづくりの方針を検討するにあたり、土地利用が転換されるジャンクション区域や都市計画道路整備などに係るまちづくりについては、「緑と農のある風景」という地域特性を活かした拠点となるよう、言わば「北野の里（仮称）」と呼べるように面的な整備の展開を図っていく必要があると考えています。

さらに、外環道路事業が進展した場合においては、今回の取り組みと同様に、市民の皆さんとの協働によるまちづくりを推進していくとともに、様々な課題に対する対策の具現化を国及び東京都に求めています。こうした取り組みを着実に進めることで、広域的な視点での必要性から進められている外環道路が、地域住民との創造的な協働のまちづくりとして展開されるとともに、愛される施設づくりとして進んでいくよう取り組んでいきます。